

# 特集 名古屋で世界とつながる

## ～コミュニティイベントの役割～

少子高齢化が加速し、労働人口の減少を補うため、この4月に入管法(出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律)が改正されました。

名古屋市には、約8万6千人、約150か国・地域から来ている人々が暮らしています(令和元年6月現在)。入管法の改正に伴い、製造業の集積地であるこの地域にますます多くの外国人を受け入れ、多様な国の人々と共に暮らす多文化共生の時代を迎えています。

最近、名古屋市内の繁華街では諸外国の文化や社会を紹介するさまざまな国のフェスティバルが毎週のように開催されています。名古屋にいながら異文化に触れられるこうしたイベントに関わる人々の思いを取材しました。

### ベトナム

名古屋市在住外国人人口で3番目に多いベトナム(6月現在で、10,130人)。全国でも増加傾向にあります。その多くが技能実習生、留学生として来日しています。

#### ベトナムフェスティバル in 愛知

故郷をなつかしむ!



会場で友人たちとおしゃべりに花を咲かせていた技能実習生の若いベトナム人女性は「故郷の料理や歌が恋しくなるので今年も来ました」と笑顔で答えてくれました。

#### ベトナム交流会

日本とベトナムの若者が共同企画



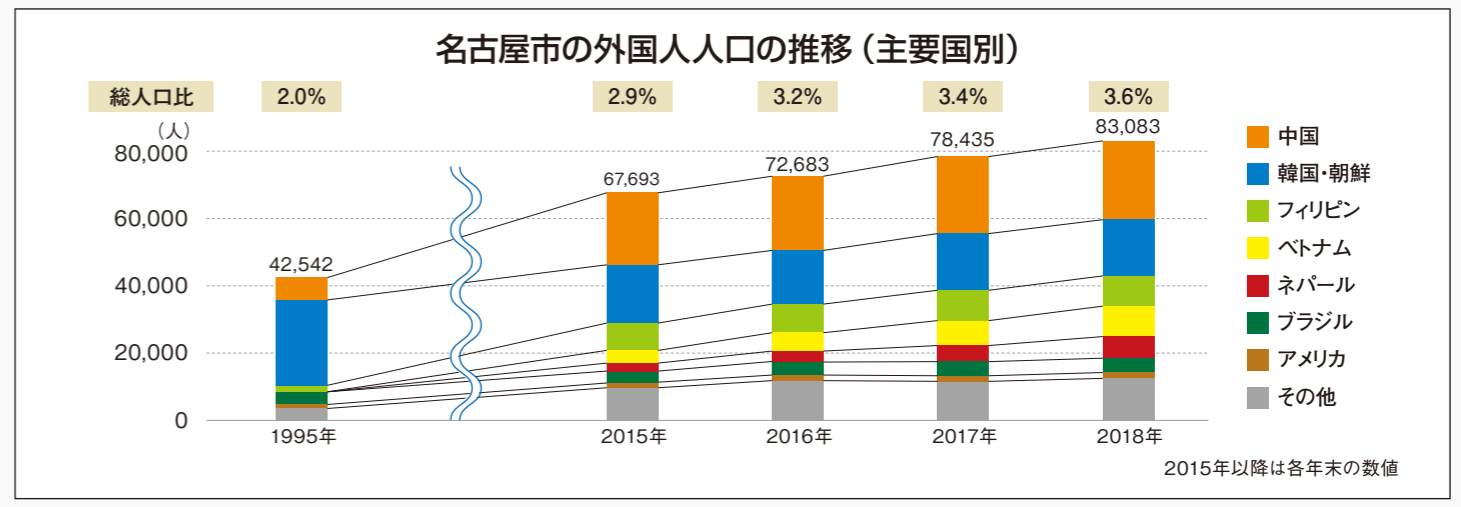
6月、中区大須のレンタルスペースにてベトナム交流会が開催されました。4回目となる今回の交流会には、ベトナム人の技能実習生と留学生、日本人の大学生や社会人など、若者を中心に52名が参加してクイズやゲームなどで大いに盛り上がりました。この会は企画運営の中心スタッフ大山和馬さんが、多くの日本人にもっとベトナムを知ってほしいという思いから、昨年5月に立ち上げました。大山さんは学生時代にオーストラリアを旅行した際ホストマザーがベトナム人だったことからベトナムに関心を持ったそうです。回数を重ねる内に、知り合った者同士で食事会ができるなど新しいつながりが生まれています。毎回、日本語やベトナム語ができない人も満足できるようなプログラムをベトナム人と日本人がともに考えているそうです。



▲参加者とスタッフ ▲主催者の大山和馬さんとスオンさん

ベトナム日本外交樹立45周年を記念して開催された昨年のフェスティバルに続いて、今年も4月に中区栄の久屋広場で、ホーチミン観光局事務局長や人気歌手が駆けつけて開催されました。ベトナムとの交流や支援などに関わる有志達から成る実行委員会が主催しています。70店の雑貨や料理のブースでは大勢のベトナムの人々だけでなく、日本人の人々もそれぞれに買い物や食事を楽しんでいました。その光景を前に「ベトナムの人々が仲間と一緒に故郷をなつかしむ、日本人の人々にベトナムをより近く感じてもらう草の根の国際交流イベントです。民間の力でこの灯を消さないで続けていきたい」と実行委員長の田中和生さんは思いを語ります。

VARONET(ベトナム帰国愛知留学生ネットワーク)のメンバーとして通るすがりの人々に呼びかけていた大学生のファムさん(来日3年)は、会の活動について熱心に紹介していました。この会では、ベトナム人留学生の日本企業への就職を支援するため、奨学金の案内や、企業と留学生の交流会、企業で働く先輩による報告会などを行っているそうです。



## 寄稿 入管法改正と地域社会 多文化共生の時代へ

明治大学国際日本学部教授 山脇啓造

本年4月1日に、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(2018年12月8日成立)が施行され、政府は「深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、戦力となる外国人を受け入れる」ために、在留資格「特定技能」の運用を始めました。また、法務省の入国管理局が改組され、同省外局として出入国在留管理庁(入管庁)が設置されました。

法務省の統計によれば、2018年12月末現在、約273万人の外国人が日本に暮らしています。在留外国人の数は、戦後ほぼ一貫して増え、特に1990年代以降大きく増えましたが、リーマンショックと東日本大震災の影響で、一時期、減少しました。しかし、2013年以降、再び大きく増加して、現在に至っています。現在、日本の総人口の約2%を外国人が占めています。

#### 入管法改正の要点

「特定技能」は、「特定技能1号」と「特定技能2号」に分かれます。前者は「特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能」を持った外国人に認められ、後者は「特定産業分野に属する熟練した技能」を持った外国人に認められます。前者の在留期間は最大5年で、家族の帯同は認められませんが、後者は在留期間の更新が可能で、家族の帯同が可能です。但し、後者の運用は2021年度まで見送られました。

今回、新設された在留資格「特定技能」によって、今後5年間に14分野あわせて最大34万5,150人の外国人の受入れが予定されています。受入れ分野別の内訳を見ると、介護(60,000人)、外食(53,000人)、建設(40,000人)、ビルクリーニング(37,000人)、農業(36,500人)、飲食物品製造(34,000人)、宿泊(22,000人)等となっています。

「特定技能1号」の在留資格を取得するためには、技能試験と日本語試験に合格する必要があります。但し、技能実習2号を修了した外国人は試験が免除となります。これまで、介護、外食、宿泊に関する技能試験が実施されています。

4月に設置された入管庁は、出入国管理部と在留管理

支援部の二部体制で、在留管理支援部に在留支援課が置かれ、外国人支援を所管しています。また、全国8都市にある出入国在留管理局が地方における取り組みを進めていますが、外国人の受入れ環境整備を目的として、地方入管局及び3つの支局に、受入環境調整担当の統括審査官11人、東京局及び名古屋局においては更に入国審査官各1人の合計13人の担当者が配置されています。これらの人員は、自治体との窓口役を担い、「外国人との共生社会の実現に向けた諸施策」を推進します。

#### 地域社会の取り組み 一共生の意識づくり

政府は、今回の新制度の導入について、現在の人手不足への対応策であることを強調していますが、今後、日本の総人口そして生産年齢人口が大きく減少していくことを考えると、人工知能(AI)やロボットが普及したとしても、日本に暮らす外国人の数がさらに増加していくことが予想され、国籍や民族などが異なる人々が共に生きる社会づくりは喫緊の課題と言えます。

政府は、2018年12月の入管法改定にあわせて、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。総合的対応策に示された施策の大半は、外国人支援(生活・就労環境整備)に関するもので、受け入れ社会に働きかける取り組みがほとんど含まれておらず、共生社会づくりの視点が弱いと言えます。今後は、自治体が学校や市民団体などと連携して、地域社会における多文化共生の意識づくりに取り組むことが重要でしょう。



やまわき けいぞう  
山脇 啓造氏

明治大学国際日本学部教授。専門は移民政策・多文化共生論。総務省や外務省など国及び東京都や愛知県など自治体の外国人施策関連委員を歴任。2012年にオックスフォード大学で欧州の移民政策を研究。近著に『新 多文化共生の学校づくりー横浜市の挑戦』(明石書店)。

特集 8月は名古屋市多文化共生推進月間です

特集 8月は名古屋市多文化共生推進月間です